

「子どもの権利条約」とは何か

成嶋 隆



特集。「子どもの権利条約」と新潟県の教育

はじめに

日本政府は将来のいずれかの時期に批准することを約束したことになる。小論は、この「子どもの権利条約」の概要とその意義について考察することを課題とするものである。

「子どもの権利条約」への道程

一九八九年一一月二〇日、国連総会が採択した「子どもの権利に関する条約」は、国際条約が発効するための要件である二〇カ国の批准をこれまでのどの条約よりも早期に達成し、今年九月初めには効力を発生させた。日本政府は九月末にニューヨークで開かれた「子どものための世界サミット」に海部首相が出席したのを機に、批准の前段階の行為である署名の手続を行った。署名は批准（条約に対する国家の最終的意思確認）の意思のあることを内外に表示するものであり、

同条約が採択されたちょうど二〇〇年前、近代市民革命の典型とされるフランス革命の中で、人権宣言の嚆矢をなす「人および市民の権利宣言」が採択された。「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」という第一条に始まる同宣言は、封建

的特権階級の支配を打倒し、市民的な政治のレジームを打ち立てた市民階級の高いかな権利主張であった。しかし、いゝで宣言されたのは具体性を捨象した「人間」(homme)一般的の権利であり、「市民」(citoyen)一般的の権利であった。その抽象的な人権宣言の下で、現実には女性、子ども、労働者、奴隸の権利が切り捨てられた。堀尾輝久の指摘するように、hommeとは、一方では「女性」(femme)に対して「男性」を意味し、他方では「子供」(enfant)に対して「大人」を意味する。また「市民」も「能動的市民」(citoyen actif)と「受動的市民」(citoyen passif)とに分かれ、現実には前者のみによる制限選挙が行われた。つまりフランス人権宣言が現実にもたらしたものは、「財産と教養を有する男の大人の権利」の保障だったのである。

その後の世界の歴史は、抽象的人権宣言の下で切り捨てられた女性や子どもや労働者が、自らを人権の主人公として認めさせる困難な闘いの歴史とみるとがである。女性の権利主張は、早くも革命の最終盤に「女権宣言」のかたちで登場⁽²⁾し、労働者も、一九世紀に入ってからのその階級的成長とともに権利主体としての地位を確保してきた。これらに対して、子どもにとっての「権利のための闘争」は特有の困難を抱えていた。いうまでもなく、事柄の性質上、子ども自身による権利主張は、一定の条件、たとえば一定程度の身体的・精神的成长や権利意識への覚醒がなければありえないからである。さらに、そのような条件を整えて子ども自身が権利主張をしても、最終的にはその子どもの要求を大人社会が承認し、社会システムの中に組み入れることなくしては、子どもの権利が承認されることにはならないからである。こうして子どもの権利の確立という問題は、大人が子どもをどのように扱うべきかというかたちで問われてくることになったのである。

近代において子どもの権利の承認をはばむ要因は一つあった。一つは資本主義の発達過程、とくにその原始的蓄積過程に顕著であった児童労働の搾取であり、もう一つは子どもを親の所有物とみなす親権思想である。両者は相互に補完しあう関係にあり、親がその補充労働力として子どもを労働過程に投入するという構図がみられた。したがって、こうした構図から脱却するには、第一に児童の労働からの解放、第二に親権思想の転換が必要であったが、その契機の一つは産業資本主義段階をむかえた資本主義の発展そのものによって与えられた。工場法の制定がそれである。堀尾輝久は工場法の意義について次のように解説する。——「…

工場法における就学義務規定は、工場主たちの反対と不評の中にも、大衆教育の必要と関心を刺激し、工場学校 (factory school) を生んだ。……安価な児童労働の必要と社会秩序の維持という観点から、大衆教育に消極的であったかれらは、やがて、教育（道徳）こそ犯罪を予防し、治安を維持するために必要だという認識に変わつてくる。……犯罪予防のため、宗教Ⅱ道徳教育（カテキスマ）を中心とする日曜学校が急速に発展した理由もここにあった。……さらに、工場法が児童の労働時間制限になると反対した工場主たちも、教育の結果、『予想以上に柔順になった』児童労働力を手に入れるという経験を通して、工場法への反対の態度をしだいに緩和させた。さらに、教育による柔順な労働力確保の方が、子どもを学校に奪われて一時的に労働力を失う損失よりも、いつそう大きいことがわかるにつれて、一部の工場主たちは、『すべての大衆の知的増進と道徳的訓練のための措置』を政府に要求、請願した。これはブルジョア的合理性のあらわれにはかならない。」——このように、児童の労働からの解放は総資本の側からの要請でもあり、その限りで労働力保全策の枠内でのものであった。そこにおける教育の保障も、決して「権利としての教育」ではなく、恩恵として与えられる「教化」でしかなかつた。しか

し他方、経済的にみれば、児童の労働からの解放と教育の保障は、労働者階級にとっては労働力の価値の向上につながり、その階級的成長に奉仕する。一九世紀後半から、労働者階級が無償の義務教育の要求をかけるにいたつた理由はこの点にある。また、このことは、労働者たる親たちが子どもの教育に关心を払い、子どもを搾取から保護するという親の責務を自覚する契機を与えることにもなつた。そして、親権思想も内容的な転換が生じ、それは権利性よりも義務性が強調されるものとなつた。すなわち、親権はもはや子に対する所有権・支配権ではなく、子どもの発達の権利を保障する義務つまり「親義務」としてとらえ直されることになったのである。もちろん、この子どもの権利の確認と親権思想の転換がなされたのは、たとえば二〇世紀初めのヨーロッパにおける「新教育運動」などの自覺的な運動に媒介されてのことである。

近代から現代にかけての、子どもの権利の右のようないくつかの確認の道程は、「一九一四年の国際連盟「児童の権利宣言」」（ジュネーブ宣言）に最初の結実を見る。この宣言は、人類が経験した初の世界大戦の最大の犠牲者が子どもであったことに鑑み、「人類が子どもに対しても最善のものを与える義務を負う」ことを初めて確認した。同宣言は、この確認を基礎に、①子どもに身体

的・精神的発達に必要な手段が与えられるべきこと、
 ②飢えた子どもには食物が与えられ、非行を犯した子どもは更生され、孤児および浮浪児には住居と援助が与えられるべきこと、③子どもは、危難に際して最初に救済を受ける者であるべきこと、④子どもは生計を立てることができるようされ、搾取から保護されるべきこと、そして⑤子どもはその才能が人類同胞のために捧げられるべきであるという自覚の下で育てられるべきこと、という五つの権利内容を宣言した。これらはいずれも子どもに対する保護と救済の理念を表し、その後における子どもの権利の保障内容の原型を示すものであった。

ジュネーブ宣言という国際合意にもかかわらず、人類は再び、子どもにとって「最悪のもの」である戦争を繰り返した。しかも二度目の世界大戦は、ナチス・ドイツによるユダヤ人大量虐殺の悲劇をもたらした。かくして、第一次大戦後に成立した国際連合は、国際社会における人権確立の課題を改めて担うことになった。その国際連合が「基本的人権と人間の尊厳及び価値に関する信念」（国連憲章前文）に基づき一九四八年に採択したのが「世界人権宣言」である。同宣言は人類が初めて手にした国際的な人権宣言文書として金字塔的な意味を持つ。ただし、いくつかの限界をもつ

ていたことも事実である。第一に、この文書の性格に關することとして、「宣言」という名稱の不すとおり、これ自体が加盟各国を法的に拘束しうる力をもつわけではなかつた。宣言自体が述べるように、それは「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」（前文）として提示されたものにすぎなかつたのである。また国連の採択した文書であるから、当然非加盟国に対しても意味をもたない。第二に、宣言に規定された権利の内容という点でも不十分さがあつた。たとえば労働基本権の規定のないことは、この宣言の一つの限界を示している。

加盟国を法的に拘束しないということは、当時の国際法の原則的な考え方とあいまつて、この宣言がほとんど実効性を期待しないものにとどまつたことを意味する。その「国際法の原則」とは、「人権問題は、各國の国内問題である」という準則である。国際法の基礎的な法主体は主権を有する国家であり、その主権国家からなる国際社会を規律するものが国際法だといふ観念が支配していたのである。したがつて、各主権国家の国内における人権侵害の問題に他国が容喙することは「内政干渉」とみなされ、排除された。「國家」をこえて「個人」の人権の問題が国際法レベルで問題とされるには、つまり「人権」が「主権」に対抗しう

るためには、人権の国際的保障についてのさらなる共通理解と努力が必要であった。そしてその努力は世界人権宣言の採択直後から開始されていた。それは法的な拘束力をもたない「宣言」を「条約化」する試みである。こうして一九六六年、世界人権宣言を条約として発展させた「国際人権規約」（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）＝A規約、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」＝B規約、「B規約に関する選択議定書」）が成立する。同条約は世界人権宣言の内容をより発展させ、さらに人権の国際的保障の実効性を確保するための諸措置をも定めている。

ところで、世界人権宣言および国際人権規約において、子どもの権利はどのように語られているのか。（これらの宣言・規約が「一般」人権に関するものである限り、理論的には、性質上成年者のみを対象とするものを除くすべての規定が子どもにも適用されるはずであるが、ここでその点をひとまず留保する。）

世界人権宣言では、次のような諸規定が子どもの権利や地位に関わる。

一六条三項「家庭は、社会の自然かつ基礎的な團体单位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。」

一二五条二項「母と子は、特別の保護及び援助を受け

る権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。」

二六条一項「すべて人は、教育を受ける権利を有する。」（後略）

二二二項「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。」

これらの規定には、子どもの権利を保障するために親（とくに母親）の地位と家庭の保全が重要であるとの考えが示されている。後の「子どもの権利条約」の思想が萌芽的に含まれているといえよう。

国際人権規約では、B規約二四条が「児童の権利」について次のように規定していることが特筆される。

「1　すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、民族的もしくは社会的出身、財産または出生等のいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護措置を、家庭から、社会から、および国家から受ける権利を有する。

2　すべての児童は、出生後直ちに登録され、名前をつけられなくてはならない。

3　すべての児童は国籍を得る権利を有する。」

右規定の第一項は子どもが差別なく特別の保護を受けられるべきことを定め、第二・三項はいわゆる「アイデンティティの保全」について規定している。後者

は「子どもの権利条約」においてその内容がさらに認められる権利である。最初の国際的な人権条約が、たとえ一カ条ではあれ、子どもの権利の規定をその中においたことはきわめて意義深い。

さて世界人権宣言を採択した国際連合は、同宣言の採択以前に一九二四年のジュネーブ宣言を新しい視野から再検討することを確認していた。そして世界人権宣言との関係で子どもを権利主体として位置づけるために、別に「児童の権利宣言」を作成する作業をすすめていた。ただ、この作業を行う国連人権委員会で「人権の各局面を各別に宣言化することは、世界人権宣言の普遍的効力を減じさせないか」との意見も出るなど、論議は曲折し、その結果、新しい児童の権利宣言は、ようやく一九五九年に採択された。⁽⁶⁾

一九五九年「児童の権利宣言」は、前文で「子どもは、身体的および精神的に未成熟であるため、出生後に、適切な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする」とし、「子どもが、幸福な子ども時代を送り、かつ、自己および社会の幸福のためにこの宣言に掲げる権利および自由を享有することができるようになる」ために、宣言を公布するとしている。そして「親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関および政府」に対して、「これらの権利を承認」し、か

つ「立法その他の措置によってこれらの権利を遵守するための努力をするよう」要請している。宣言の掲げる子どもの権利の具体的カタログは、以下のとおりである。――

子どもの権利の無差別平等の保障（一条）成長・発達の権利（二条）姓名・国籍保有の権利（三条）社会保障の権利（四条）心身障害児の社会的必要な充足の権利（五条）家庭の愛情によって育てられる権利（六条）教育を受ける権利、遊ぶ権利（七条）優先的に救護される権利（八条）放任・虐待・搾取から保護される権利、労働からの保護の権利（九条）差別的慣行から保護される権利、和平に生きる権利（一〇条）

ジュネーブ宣言と比較して、権利内容が拡大されているのが一見してわかる。また、後の「子どもの権利条約」との関係でいえば、この宣言は後者の骨格をなす権利を掲げたものとみることができる。いいかえれば、「子どもの権利条約」はすでにこの五九年宣言によってその骨子が与えられたものであり、世界人権宣言の条約化が国際人権規約であったのと同様、五九年宣言を内容的に深めつつ条約化したものとみることができるのである。

「子どもの権利条約」成立の契機

「子どもの権利条約」の成立をもたらした直接的な契機はなにか。それは、今、世界の子どもたちがおかれている深刻な状況を早急に打開しなければならないとする国際社会の共通認識であつたとみてよい。世界の子どもを取りまく危機の状況を以下に要約して示す。

(一) 死んでいく子どもたち

発展途上国では毎年約一四〇〇万人もの子どもたちが五歳の誕生日を迎えることなく死亡している。一日当たり三八〇〇人、一分間当たり二八人の五歳以下の乳幼児が栄養不足・栄養失調などで死亡している。発展途上国に限らず、先進諸国でも子どもの死亡率が高いところがある。たとえばアメリカは乳幼児死亡率が世界第一七位であり、毎年四四万人の乳幼児が死亡している。

(二) 殺される子どもたち

一九八八年に出された国際アムネスティの報告書『忘れられた子どもたち——世界の子どもの拷問・失踪・死刑』によれば、一万人以上の子どもが投獄され、

虐待・拷問され、死刑にされている。

(三) 読み書きのできない子どもたち

教育を受けていない子どもの数は世界で約一億二〇〇〇万人である。一九九〇年から二〇〇〇年までに出する子どもの数は約一五億人と推定されており、このままの状態で推移した場合、西暦二〇〇〇年には、学校に行くことのできない就学年齢児童数は約一億人となることが予想されている。第三世界の多くの国では、一九八〇年代の一〇年間に学校向けの支出が減少し、就学率も著しく低下している。ユニセフがモザンビーカの農村で行った調査によれば、机やいすのある学校はわずか三%，教師の机がある教室が一七%，黒板がある教室が五八%，小学校第一学年で国語の教科書がつかえる児童は五%，算数の教科書をもっている学童は一三%という結果が出ている。教育環境が悪化するなかで、一九九〇年度に小学校に入学した途上国の学童約一億人の六歳児のうち、約四〇〇〇万人が小学校を終えるまでに中途で脱落し、そのうちの三分の二以上が女子であると推計されている。

(四) 酷使される子どもたち——児童労働

労働に従事する子どもの数は一九八九年度のユニセフの推計で約一億四五〇〇万人、ILOの推計では世界の一五歳以下の子どもの約七%にあたる。総労働力に占める児童労働の割合は、ILOの推計では、一部のアジア諸国が約一一%、一部のアフリカ諸国が約一七%となっている。児童労働の形態は三通りほどある。第一は、子守、家事手伝いなどの家事労働に従事する形態である。これは女子中心であり、アフリカ、アジア、中南米、中東では女中や召使の多くは子どもであるのが当たり前となっている。第二は、家族と共に家の外で労働に従事する形態である。フィリピン・ネグロス島の砂糖プランテーション、ブラジルの綿花・米・砂糖きび・コーヒー農園などでの過酷な男子児童労働が代表的であり、農園労働者の賃金が一定量の請負制をとっていることが、親と一緒に子どもを農園にかり出す一因となっている。第三の形態は、家族と離別して労働に従事するものであり、第三世界の都市部における児童労働の場合に多い。町工場での労働、タバコ・新聞売り、ゴミ集め、洗車、駐車場の見張り、売春など多くの「職種」がある。明らかに法定最低年齢以下の子どもが低賃金に依存する零細企業に雇用さ

れている。児童労働の問題は先進国においても深刻である。一六歳以下の児童労働を禁ずる児童労働法をもつアメリカでは、一九八九年に同法違反件数が二万一千件にのぼり、九〇年には倍増するとみられている。

(五) 路頭に迷う子どもたち

「ストリート・チルドレン」の問題である。ユニセフ後援の「アジア・ストリート・チルドレン会議」の報告は、現在アジアで一〇〇〇万人、世界中で一億人の「ストリート・チルドレン」が存在するとしており、このまで推移すれば一〇一〇年にはその数は倍の二億人に達するものと推定している。「ストリート・チルドレン」のもっとも多い都市は、サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ、ボゴタ、マニラ、カルカッタなど、いわゆる「中所得国」の都市である。

(六) 銃をとらされる子どもたち

世界中で、少年兵つまり一五歳以下の兵士は約一〇万人にものぼる。

(七) 戦争・紛争に巻き込まれる子どもたち

一九八九年三月に行われたユニセフ・国際児童センター主催の「世界の子どもの状況についての田舎会議」

で、「第一次大戦では婦人・子どもの犠牲者は5%にすぎなかつたが、第二次大戦では民間人の死者が50%になつた。今日では、さまざまな紛争での直接・間接の犠牲者の八五%が民間人であり、五〇カ国で子どもが紛争に巻き込まれている」との報告がなされた。戦争で命を失う子どもの数は、毎年一五〇万に達するといわれる。

(八) 親に虐待される子どもたち

今年九月にハンブルク市で開かれた「児童虐待と放任に関する第八回国際会議」での諸報告によると、アメリカでは、親またはそれに代わる保護者による子ども虐待事件は、届け出があつただけでも去年一年間に二四〇万件に達している。そのうち三五・三八%の子ども（男女）は、家族からレイプされる性的虐待を受けていたという。イギリスでも性的虐待が問題となつており、児童虐待の四〇%にのぼる。一九八七年のクリーブランドにおける調査では、一二一人の子どもが家族から性的虐待を受けていたことが明らかとなつた。

(九) 麻薬・売春にむしばまれる子どもたち

子どもたちの麻薬汚染は先進諸国において著しい。

アメリカでは全社会的に麻薬が蔓延し、とくに女性が麻薬経験者の約四割を占めることから、新生児の一%（約二〇万人）が妊娠中に麻薬汚染の影響を受けている。子どもたちの麻薬経験率も高く、高校生の八%、大学生の一〇%が使用経験をもつ。ワシントン市で児童問題で逮捕された二〇歳未満の者の中、麻薬経験者は一三歳で九%、一四歳で一七%、一七一一八歳で四五%と低年齢化がすすんでいる。少女売春は、発展途上国でも先進国でも、貧困に起因して問題化している。途上国では女の子がある程度の年齢になると親が売春をさせるという状況がある。しかも、少女の性を「買う」のは「先進国の男性」であり、ここにも「南北問題」が影を落としている。先進国でも貧困ゆえの売春が行われている。統一を目指した東ドイツで、西ドイツのマルクを手に入れるために少女が売春に走るという例も報告されている。

この問題はとくに日本の場合に顕著である。紙幅の制約上、詳述する余裕がなく、また本誌別稿について論じているので、それらに譲ることとする。

「子どもの権利条約」の全体的特徴

(一) 条約の定める子どもの権利のカタログ——その包括性・総合性

以下では「子どもの権利条約」の内容をみていくが、個別の論点については別稿に委ね、ここではその全体的な特徴について述べる。

条約の特徴として第一に指摘できるのは、ジュネーブ宣言、一九五九年宣言、世界人権宣言、国際人権規約という流れを受け、またそれらを一層充実させるかたちで、同条約が子どもの権利をきわめて包括的、総合的に提示したということである。ここでは荒牧重人の整理による同条約の権利のカタログにより、そのことを確かめたい。

A 出発点となる権利

生命への権利（六条一項）生存・発達の確保（六条二項）名前・国籍を得る権利（七条）差別の禁止（二条）

B 親による養育、家族形成・関係維持にかかる権利
離禁止（九条）家族再会（一〇条）国外不法移送・不

返還の禁止（一一条）親の第一次的養育責任に対する援助（一八条一・三項）家族環境を奪われた子どものケア（二〇条）養子縁組（一二条）親による虐待・放任・搾取からの保護（一九条）

C 生存に主にかかる権利

健康・医療への権利（二四条）医療施設等に措置された子どもの定期的審査（二五条）社会保障への権利（二六条）生活水準への権利（二七条）

D 発達に主にかかる権利

教育への権利（二八・二九条）休息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への参加（三一条）少数民族・先住民の子どもの権利（三〇条）「マスメディアへのアクセス（一七条）」

E 特別な状況下での、または生存・発達を阻害する状況からの保護にかかる権利

難民の子どもの保護・援助（三二条）障害者の権利（三三条）「少数民族・先住民の子どもの権利（三〇条）」武力紛争における保護（三八条）経済的搾取・有害労働からの保護（三三一条）麻薬・向精神薬からの保護（三三条）性的搾取・虐待からの保護（三四条）誘拐・売買・取引の防止（三五条）他のあらゆる形態の搾取からの保護（三六条）犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰（三九条）

F 市民的権利

意見表明権（一二条）表現・情報の自由（一三条）思想・良心・宗教の自由（一四条）結社・集会の自由（一五条）プライバシー・通信・名誉の保護（一六条）マスメディアへのアクセス（一七条）家族再会のための移動・出入国の自由（一〇条二項）拷問・死刑の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取り扱い（三七条）少年司法手続（四〇条）

（一）子どものおかれている深刻な状況への対応

条約の第一の特徴は、これが、前述したような世界の子どもたちのおかれている深刻な状況に対応するものとして成立した条約であるということである。喜多明人は同条約の特徴として第一にこの点を指摘し、「問題解決型の条約」と呼ぶ。喜多によれば、国連人権委員会は条約の審議に際して「単なる宣言的な条項ではなく、子どもの直面する問題に応えること」を申し合わせており、その結果、同条約には「欧米諸国や第三世界の国々の子ども問題とその解決への具体的措置が網羅的に掲げられている」という。

（二）子どもの見方——「特別の保護の対象」+「権利行使の主体」

条約は、右のように危機に直面する子どもたちを保護・救済することを目的としており、その点でジュネーブ宣言、五九年宣言の趣旨を継承するが、単に子どもを保護・救済の対象としてみるばかりでなく、子ども自らが権利の行使主体であるという視点に立っている。この点は従来の宣言・規約からの大きな前進面となる。この基本精神を反映して、条約には子ども自身による能動的・主体的な行使を前提とする諸権利が規定されている。意見表明権、表現の自由、情報へのアクセス権、思想・良心・宗教の自由、集会・結社の自由などの、いわゆる「市民的自由」である。

（四）子どもの権利の保障についての子ども・親・国家の関係の明確化

次に条約は、子どもの権利を保障する仕組みについて子ども・親・国の相互関係を明確にした⁽¹⁾。まず前述のように、子ども自身が権利の行使主体であることを基本精神としているので、子ども自らが権利行使することが前提とされる。そしてその子どもの権利行使に対して親が指導することを親の権利かつ義務として認め、さらに国はその親の責務を尊重すべきものとして認められる権利を子どもが行使するにあたり、親……

が、子どもの発達しつつある能力に相応する仕方で適当な指示および指導を行う責任、権利および義務を尊重する」と定めるのは、この趣旨である。もちろん条約は、子どもに対して特別な保護が要請される場合に国家が直接的に関与することを排除してはいないが、基本的な構成原理は右にみたようなものである。

(五) 子どもを含む国民への条約内容の広報・普及義務

条約は、その内容を国民（子どもを含む）に広報する義務を加盟国に課している（四二一条）。子どもの権利が第一次的には子ども自身により行使されるべきものとすれば、権利保障の実効性を高めるためにはこの種の規定は不可欠である。

補論一 批准に際しての諸論点

以上みてきたように、「子どもの権利条約」は世界の子どもたちに生存・発達・保護・参加の権利を保障する画期的な国際合意であるといえる。日本の子どもたちも早急にこの条約の恩恵に浴すことができなければならず、早期に、かつ留保なしの完全な批准が当面求められている。小論の最後に、現在、条約の批准

をめぐって論議されているいくつかの点について管見を述べたい。

(一) 「先進国の論理の押し付け」か?

先般、新潟県私立学校教職員組合連合の主催する「子どもの権利条約」学習会において、参加者から、「この条約は、途上国に對して先進国の論理を押し付けるものではないか」との意見が出された。たしかに、この条約には子どもの権利についての理論が到達した最高レベルのものが規定されている。その内容は、正統的な西欧近代立憲主義の嫡流に属するものとみられ、その限りで右の「押し付け」論が妥当するかもしれない。ただ、先にみたように条約の主要な関心の一つは明らかに「途上国」の子どもの救済におかれている。その「救済」すら「押し付け」と見るならばもはや論外だが、少なくともこの条約が「途上国」をも含む国際連合総会の全会一致の決議で採択されたこと、また署名・批准をいち早く行ったのが「途上国」であったことなどは銘記されてよい。

(二) 日本国憲法との関係

条約の定める権利内容は、「市民的自由」をはじめとして、その多くが日本国憲法の規定する人権と重な

り合う。つまり条約の定める子どもの権利は、すでに

わが国では憲法上の承認を得ているといえるのである。

したがって、憲法の人権規定が選挙権などを除いて子どもにも適用されるとの解釈に立つならば、わが国の場合、憲法の完全実施により条約の内容が実現されることになる。このことから、条約への加盟を不必要とする議論が生じるが、憲法のみによる一国的保障よりも国際的な保障の枠組みに入ることのほうが、より実効的であると考えるべきであろう。

(三) 国内法の整備の問題

日本政府は、条約の批准にあたり、これと抵触する関係国内法の改正や新規立法措置ができる限り最小限度のものにとどめ、多くは「解釈」により切り抜ける、場合によっては「留保」宣言をする意向であると伝えられる。⁽¹²⁾日本の場合、条約に抵触する（したがって憲法にも反する）法令規定が数多くあり、また法の運用においても条約に反するものが多い。後者の問題も重要だが、少なくとも法令規定の改正は、条約内容を国家意思として受け入れる以上は、加盟国の当然の義務である。政府の意図するような「不完全批准」は、条約の精神に反するばかりでなく、日本の子どもたちに対する背信行為とさえいえるものであり、許されるべきではない。

(四) 条約に対する「反感」と「懸念」

日本国民の条約の受けとめ方には種々の傾向がある。一方の極には、条約に対する拒否反応、反感がある。たとえば、「連合」系労働組合の中には、条約が批准されれば「学習指導要領の法的拘束力が否定され、教師と教師に迎合する子どもによる学校秩序破壊の恐れもある」といった議論がある。また、九月一八日に行われた新潟県教職員組合連合と県教育長との交渉において、堀川徹夫教育長は次のような発言をしている。「日本の子どもはたいへん恵まれており、むしろ過保護で甘やかしすぎている。今の日本の社会の中で、この条約が本当に話題になる項目があるのかも疑問だ」「この条約が批准されたら校則は作られないのか、そんなものは批准できないとの極端な議論も聞く」「子どもの意見表明があつても、子どもの生活全部を決定するのは子どもの意見だということはあり得ない。子どもの中で、勉強したくないという意見を発表したら、その子どもは学校にあげたらいけないのか。それこそナンセンスだ。」

他方の極には、条約に対する手放しの礼賛論がある。日本の加盟によって、子どもの権利をめぐる現在の状

況が一举に打開できるとする一種の楽観論である。そして、これら両極の間に、たとえば現場教師の間にはためらいと警戒の気持ちがあつたり、当の子どもたちの中にも「条約に規定する権利が認められれば、生徒はみんな不良になつて、学校はめちゃくちゃになる」といった感想がある。

「拒否反応」については、その頑迷固陋な「子ども」観、「教育」観を適切に批判していく必要がある。「礼賛論」については、条約が批准されても、その後

運動会

那須 高明

〔表紙のことば〕

上級生にとって、この日ほど下級生をいとおしく思ふことはないし、下級生にとって上級生のたくましい脚、ゆれ動くような豊かな太腿がまぶしく見えることもない。敗者にとってライバルが誰なのかこれほど鮮明に思い知られるのもこの日だ。

私自身の記憶の奥に、一人三脚で私がドジなばかりにみじめなレースになってしまったなきなさが沈殿している。運動神経がない、リズム感がない、背が低い、いくら頑張っても友達に迷惑をかける。私と同じようにこんな思いをするにちがいない子どもが今も運動会で頑張っているんだろうなあ、などと考えながら表紙の絵を描いた。

(なす こうめい=長岡大手高校)

における条約の完全実施を求める国民的監視の運動と、それを受けた政府による適切な施策の実施がなければ、あたかもこれまで憲法の人権規定が踏みにじられてきたのと同様の結果に至るであろうことを指摘すべきだろ。

条約一二条の「意見表明権」をはじめとする「市民的自由」を「子ども自身が行使すること」に対することは、かなり一般的に躊躇、危惧の念がある。これについては、たとえば一二条が「自己の見解をまとめる力のあ

「無償・世俗・義務教育」の要求項目が掲げられている。

（6）永井憲一「国際教育法と子どもの人権」法律時報六一卷二三号七頁。

「子どもに」この権利を保障し、また「その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正當に重視される」と注意深く規定していること、さらに条約全體が、子どもに対する人権教育が適切になされることを条件として子どもの人権行使主体性を認めていることなどを指摘する必要がある。子どもが正当な人権意識を身につけることによって、適正な人権行使が可能となるということである。

（なるしまたかし＝新潟大学法学部）

（注）

- （1）堀尾輝久「子どもの人権の思想系譜」ジュリスト九六三号六三頁。
- （2）辻村みよ子「フランス革命と『女権宣言』」法律時報四八卷一号六九頁以下。
- （3）堀尾輝久「現代教育の思想と構造」岩波書店・一九七一年、一八一—二〇頁。
- （4）成嶋隆「教育・文化と人権」憲法理論研究会編「現代の憲法理論」敬文堂・一九九〇年、一二一四—一二五頁。
- （5）一八六六年にジュネーブで開かれた「全國労働者集会」は「無償・世俗・義務教育」の要求を掲げた。一八六九年のフランス総選挙において、セーヌ県第一区ベルヴィルの労働者から急進派の候補者ガンベッタに委託された陳情書にも

（7）以上につき参照、福田邦夫「児童を包む国際環境」軍縮問題資料一九九〇年七月号四二頁以下、日本子どもを守る会編「子ども白書・一九九〇年版」草土文化・一九九〇年、付、「子ども虐待どの國も深刻」朝日新聞一九九〇年九月一七日付、「素顔のアメリカ・6・児童労働」赤旗一九九〇年一〇月一日付、その他。

（8）荒牧重人「子どもの権利条約の研究－2－子どもの権利条約（草案）の理念と保障構造」季刊教育法七八号四五六頁。

（9）喜多明人「子どもの権利条約の研究－1－子どもの権利条約への道」季刊教育法七七号一二二頁。

（10）荒牧・前掲・四四頁・永井・荒牧「子どもの権利条約の成立／解説と資料」法律時報六一卷二号六七頁、永井（イントビュ）「子どもに『最善』のものを与えよう」季刊教育法七八号二頁、その他、この点については多くの言及がある。

- （11）喜多・前掲、一二二頁。
- （12）「【子どもの権利条約】批准控え『国内法』が焦点に」朝日新聞一九九〇年九月一八日付。
- （13）日本教育新聞一九九〇年九月八日付。
- （14）新教組新聞一九九〇年九月四日付号外。
- （15）新潟日報一九九〇年九月三日付社説「発効した『子どもの権利条約』」より。